

民商であなたも

税務調査

に強くなる!

納税者の権利を学びましょう

税務調査が増えてるって聞いたけど…

知り合いの店が突然調査に入られたらしい

調査に来ると連絡があった。何を準備したらいい?

急に調査に来られたらどうしたらいい?

民商へ
ご相談を

おぼえとこ!

予告なしの調査は断れます

法改正で、予告(事前通知)なしの調査は原則できなくなりました。

「調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて事前通知する」となっています。

調査前日の事前通知なども断って当然です。

お断り!



おぼえとこ!

もし税務署から電話があったら…

「税務署から調査に行きたい」と連絡があったら、下記10項目を確認しましょう。

事前通知の10項目

- 1. 調査官の所属官署と氏名・人数
- 2. 調査を受ける者(調査対象者)氏名・名称と住所
- 3. 調査日時
- 4. 調査場所
- 5. 項目3と4は理由があれば変更可能ということ
- 6. 調査の目的
- 7. 調査対象の税目(何税か)
- 8. 調査対象期間
- 9. 調査対象の帳簿書類や物件
- 10. 通知事項以外に非違が疑われるとなった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明

おぼえとこ!

調査は任意です

あなたの承諾なしでは強制的な検査はできません。
都合が悪ければ断ってもいいのです。

強制検査
NG!

おぼえとこ!

調査中「帳簿のコピー提出」は納得できなければ断りましょう

実際の調査中、調査内容に不必要的帳簿等のコピーの提出を求められたとき、理由に納得ができない場合は断ってください。
パソコンデータの持ち帰りは拒否しましょう。

だからこそ!

毎日の帳簿付け・自主記帳は一番の対策

京商連開発!

「誰でもすぐつけられる」シート式簡易帳簿



自分でできるから
身になる お得 自信がつく

H26年1月～
法改正で記帳も義務化

民商は「自分でできる」ための
ノウハウをいっぱいもっています

京都府商工団体連合会



京都府下24民商組織

0120-22-0000

詳しくはwebで

民商きょうと

ウェブ検索

<http://www.kyoshoren.gr.jp/>
E-mail info@kyoshoren.gr.jp